

## 公安審査委員会行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第 1 章 総則 (略)</p> <p>第 2 章 管理体制 (略)</p> <p>(文書管理者)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 行政文書の作成、標準文書保存期間基準 <u>(以下「保存期間表」という。)</u> の作成等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導 <u>等</u></p> <p>(略)</p> <p>第 3 章 作成 (略)</p> <p>(別表第 1 の業務に係る文書作成)</p> <p>第 10 条 職員は、別表第 1 に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応</p>	<p>第 1 章 総則 (略)</p> <p>第 2 章 管理体制 (略)</p> <p>(文書管理者)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 行政文書の作成、標準文書保存期間基準の作成等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導</p> <p>(略)</p> <p>第 3 章 作成 (略)</p> <p>(別表第 1 の業務に係る文書作成)</p> <p>第 10 条 職員は、別表第 1 に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応</p>

じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

2 前条の文書主義の原則に基づき、公安審査委員会内部の打合せ及び公安審査委員会外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。

（適切・効率的な文書作成）

第11条 職員は、文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認をも経るものとする。

2 公安審査委員会外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、公安審査委員会の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方（以下「相手方」という。）の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合には、その旨を判別できるように記載するものとする。

3 文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理  
（略）

じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

（新設）

（適切・効率的な文書作成）

第11条 職員は、文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

（新設）

2 職員は、文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）及び外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

（新設）

第4章 整理  
（略）

<p>(保存期間)</p> <p>第14条 文書管理者は、別表第1に基づき、<u>保存期間表</u>を定め、<u>これを公表し</u>なければならない。</p> <p><u>2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。</u></p> <p><u>3 第12条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従って行うものとする。</u></p> <p><u>4 第12条第1号の保存期間の設定</u>及び<u>保存期間表</u>においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。</p> <p><u>5 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程、事務及び事業の実績の合理的な跡付け並びに検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。</u></p> <p><u>6 第12条第1号の保存期間の設定においては、第4項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書)。</u></p> <p><u>(1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し</u></p> <p><u>(2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等</u></p> <p><u>(3) 出版物や公表物を編集した文書</u></p> <p><u>(4) 公安審査委員会の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答</u></p> <p><u>(5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書</u></p> <p><u>(6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がない</u></p>	<p>(保存期間)</p> <p>第14条 文書管理者は、別表第1に基づき、<u>標準文書保存期間基準</u>を定めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 第12条第1号の保存期間の設定については、前項の標準文書保存期間基準に従って行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の基準</u>及び<u>前項の保存期間の設定</u>においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

ものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

(7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

7 第12条第1号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。

8 第12条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合には、その日とする。

9 第12条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

10 第12条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合には、その日とする。

11 第8項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存  
(略)

(新設)

4 第12条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合には、その日とする。

5 第12条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

6 第12条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合には、その日とする。

7 第4号及び第6号の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存  
(略)

第6章 行政文書ファイル管理簿

(略)

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(略)

(移管又は廃棄)

第21条 (略)

2 前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 (略)

4 第1項の規定により行政文書ファイル等を廃棄するときは、行政文書の内容に応じた廃棄方法を採用のとし、当該行政文書に行政機関情報公開法第5条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏れないように留意するものとする。

5 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等について、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、第14条第4項、第5項及び第7項に該当しないことを確認した上で、廃棄するものとする。ただし、当該行政文書ファイル等のうち、同条第6項各号のいずれにも該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとする場合には、文書管理者は、あらかじめ定

第6章 行政文書ファイル管理簿

(略)

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(略)

(移管又は廃棄)

第21条 (略)

2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 (略)

4 文書管理者は、第1項の規定により行政文書ファイル等を廃棄するときは、行政文書の内容に応じた廃棄方法を採用のとし、当該行政文書に行政機関情報公開法第5条各号に規定する不開示情報が記録されているときは、当該不開示情報が漏れないように留意するものとする。

(新設)

めた一定の期間の中で、本規定に基づき、廃棄した行政文書ファイル等の類型及び廃棄した年月日を記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。

6 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。この場合においては、利用制限を行うべき箇所及びその理由を具体的に記載するものとする。

7 (略)

8 (略)

(略)

#### 第8章 監査、点検及び管理状況の報告等

(監査)

第23条 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告 しなければならない。

(点検)

第24条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回所要の点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告 しなければならない。

2 (略)

(評価及び見直し)

5 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。

6 (略)

7 (略)

(略)

#### 第8章 監査、点検及び管理状況の報告等

(監査)

第23条 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告 するものとする。

(点検)

第24条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回所要の点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告 するものとする。

2 (略)

(評価及び見直し)

第25条 総括文書管理者 及び文書管理者 は、行政文書の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(略)

## 第9章 研修

(研修の実施)

第28条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度1回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。文書管理者は、各職員の受講状況について、総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

第29条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

## 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理

(略)

## 第11章 補則

(略)

(削除)

第25条 総括文書管理者は、行政文書の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(略)

## 第9章 研修

(研修の実施)

第28条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

(研修への参加)

第29条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

## 第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理

(略)

## 第11章 補則

(略)

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 公安審査委員会行政文書管理規程（平成13年公安審査委員会訓第2号委員長訓令）は、廃止する。

附則（平成26年6月27日公安審査委員会訓令第5号）  
この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附則（平成27年3月27日公安審査委員会訓令第1号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（新設）

**別表第1 行政文書の保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
(略)				
その他の事項				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	予算及び	(略)	(略)	(略)

（削除）

（削除）

附則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 公安審査委員会行政文書管理規則（平成23年公安審査委員会訓令第1号）は、廃止する。

**別表第1 行政文書の保存期間基準**

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
(略)				
その他の事項				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	予算及び	(略)	(略)	(略)



	決算に関する事項	<u>(3) 契約に関する重要な経緯 (本項(2)に掲げるものを除く。)</u>	<u>契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書</u>	<u>契約が終了する日に係る特定日以降5年</u>	<u>・仕様書案 ・協議・調整経緯</u>		決算に関する事項	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
18	文書の管理に関する事項	文書の管理等	(略)	(略)	(略)	(略)	18	文書の管理に関する事項	文書の管理等	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿 <u>(⑤に掲げるものを除く。)</u> (三十三の項)	30年	・移管・廃棄簿					④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿 (三十三の項)	30年	・移管・廃棄簿
			⑤第21条第5項の規定による廃棄した行政文書ファイル等の類型及び廃棄した年月日の記録	5年	・廃棄記録					<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1～9 (略)

10 特定日 第14条第1項(施行令第8条第7項)の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)

二～五 (略)

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1～9 (略)

10 特定日 第14条第7項(施行令第8条第7項)の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)

二～五 (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方  
(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行う ものと し、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方  
(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行う。

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)			
その他の事項			
(略)	(略)	(略)	(略)
13	予算及び決算 に関する事項	(略)	(略)
		(略)	(略)
		<u>(3) 契約に関する 重要な経緯</u>	<u>廃棄</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
17	国会及び審議 会等における 審議等に関する 事項	(略)	(略)
		(2) 審議会等(1の 項から16の項 までに掲げる ものを除く。)	<u>以下について移管 ・ 審議会その他の合議制の機関に 関するもの(部会、小委員会等 を含む。)</u>
18	文書の管理等 に関する事項	文書の管理等	<u>以下について移管 ・ 移管・廃棄簿</u>

(削除)

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)			
その他の事項			
(略)	(略)	(略)	(略)
13	予算及び決算 に関する事項	(略)	(略)
		(略)	(略)
		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
17	国会及び審議 会等における 審議等に関する 事項	(略)	(略)
		(2) 審議会等(1の 項から16の項 までに掲げる ものを除く。)	<u>移管(部会、小委員会等を含む。 専門的知識を有する者等を構成員 とする懇談会その他の会合に 関するものを除く。)</u>
18	文書の管理等 に関する事項	文書の管理等	<u>廃棄</u>

注

①「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。

②「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、中央省庁等改革、情報公開法制定、

② 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等に移管することとする。

業 務	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等 <u>に関する事項</u>	(略)
国際会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>(削除)</u></li> <li>・ <u>国際機関（IMF, ILO, WHO 等）に関する会議又は閣僚が出席した会議等であって、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書</u></li> </ul>
(略)	(略)
その他 <u>の事項</u>	(略)

(削除)

不良債権処理関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催等

③移管については、文書管理者において行うものとする。

(2) 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等に移管することとする。

業 務	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等 <u>の業務</u>	(略)
国際会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>閣僚が出席した国際会議等のうち重要な国際的意思決定が行われた会議の関する準備、結果に関する文書</u></li> <li>・ <u>(新設)</u></li> </ul>
(略)	(略)
その他	(略)

注 移管については、文書管理者において行うものとする。

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来にいかされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連等

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等

② 総括文書管理者は公安審査委員会における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

③ 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関

(新設)

する文書も指す。

また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に  
基づき対処する。

(3) 昭和 27 年度までに作成・取得された文書

昭和 27 年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和 27 年条約第 5 号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であり、1 の【Ⅰ】【Ⅲ】【Ⅳ】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第 2 に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1) から (4) に記載のない文書

(1) から (4) に記載のないもの に関しては、1 の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管  
することとする。

(3) 昭和 27 年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和 27 年条約第 5 号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であり、1 の【Ⅰ】【Ⅲ】【Ⅳ】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) 上記に記載のある業務に係る文書のうち 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第 2 に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) 上記に記載のない業務 に関しては、1 の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(新設)